

市第52号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「4,700円」を「4,800円」に、
「16,800円」を「18,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市下水道条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

一般下水道の土地占用料を改定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~
下段 現 行）

別表第 3（第 34 条第 1 項）

種	別	単 位	金 額	
土 地 占 用 料	(省 略)			
	電 柱	(省 略)	1 本につき 1 年	(省 略)
		第 二 種 電 柱		$\frac{4,800\text{円}}{4,700\text{円}}$
		(省 略)		(省 略)
	(省 略)			(省 略)
	(省 略)			(省 略)
	(省 略)			(省 略)
	工 事 用 施 設 及 び 工 事 用 材 料 置 場		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	$\frac{18,000\text{円}}{16,800\text{円}}$
	(省 略)			(省 略)
	(省 略)			

（備考省略）